

尼崎市食育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第10条に定める食育の推進を図るため、本市における食育の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、食育の推進に関する施策の計画を作成し、食育推進に関する必要事項を検討するため「尼崎市食育推進会議」(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

尼崎市食育推進計画の作成、及びその実施を推進すること。

前号に掲げるもののほか、食育の推進のため必要と認められること。

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験者

公募に応募した者(市内に住所を有するものに限る。)

生産者・製造者・流通販売者等の関係者

保育・教育の関係者

前各号に掲げるもののほか、食育の推進に関係する各種団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 推進会議は、必要に応じ、その所掌事務を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、部会長は会長が、副部会長は部会長がそれぞれ指名する。

4 第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

付則

1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

